

## 取手市医師会訪問看護ステーションひまわり 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は公益社団法人取手市医師会 訪問看護ステーションひまわり（以下「訪問看護ステーション」という）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という）が病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護若しくは介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供する事を目的とする。

- 2 訪問看護事業は健康保険法に規定する訪問看護、並びに介護保険法に規定する訪問看護及び介護予防訪問看護、居宅療養管理指導とする。

### (運営の方針)

第2条 訪問看護ステーションの看護師等は利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指して支援する。

- 2 実施にあたっては居宅支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 看護師等は自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要な時に必要な訪問看護が提供できるように実施体制の整備に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 取手市医師会訪問看護ステーションひまわり
- (2) 所在地 茨城県取手市野々井 1926-2
- (3) 名称 取手市医師会訪問看護ステーションひまわり利根サテライト
- (4) 所在地 茨城県北相馬郡利根町羽中 200

### (職員の職種、員数、職務内容)

第4条 訪問看護ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

ただし適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員 看護師 常勤換算 2.5以上（内、常勤1名以上）  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 事務員 1名  
業務に必要な事務を担当とする。

### (通常の訪問看護の実施地域)

第5条 通常の訪問看護実施地域は次の通りとする。

取手市、守谷市、利根町、龍ヶ崎市、河内町、つくばみらい市、稲敷市、我孫子市

### (営業日及び営業時間、休日)

第6条 営業日及び営業時間、休日は次に定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日
- (2) 営業時間：8時30分から17時00分（月曜日から金曜日）  
8時30分から12時30分（土曜日）  
休日：土曜日午後、日・祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

### (訪問看護事業の提供方法)

第7条 訪問看護事業の提供は次のとおりとする。

- (1) 事業所の管理者は、看護師に身分を証する書類を携行させ初回訪問時又は、利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
- (2) 訪問看護開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- (3) 訪問看護ステーションは、介護保険利用者にあたっては居宅支援事業所又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）、主治医の訪問看護指示書、及び看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- (4) 居宅療養管理指導の実施。医師が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断し、利用者の同意が得られた者に対し訪問して療養上の相談及び支援を行う。そしてケアマネジャーに情報提供を行う。

### (訪問看護事業の内容)

第8条 訪問看護事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 医療的処置・管理
  - ① カテーテル等の管理
  - ② 医療機器装着の管理と看護
  - ③ 床ずれ、創傷の処置
- (3) 緊急時の対応（24時間連絡対応）
- (4) 食事、排泄、清潔の支援
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 終末期の看護
- (8) 主治医や他のサービス機関との連絡・調整
- (9) 介護相談

### (緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変及び緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。

主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等必要な処置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告を行う。
- 3 24時間常時、利用者からの緊急連絡に対応し訪問する体制とする。
- 4 状況に応じて介護支援専門員に連絡しサービスの調整をはかる。

#### (利用料等)

第10条 訪問看護ステーションは、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律、又介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。  
また、利用者、家族に対し、費用の内容及び金額については「重要事項説明書」において説明し同意を得るものとする。

##### (1) 医療保険

健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく額を徴収する。

##### (2) 介護保険

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法廷代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担の支払いを受けるものとする。

但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- (3) その他の利用料として、訪問看護と連続して行われる死後の処置（医療・介護保険利用者）をした場合、利用料を徴収する。
- (4) 実費負担の利用料として、医療保険利用者の場合の交通費を徴収する。
- (5) 利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

#### (秘密保持、個人情報の保護)

第11条 訪問看護を提供する上で知り得た利用者又は家族の情報の秘密を守ることを義務とする。  
事業者及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とする。

- 2 個人情報保護法の趣旨に従い利用者には、個人情報の取り扱いに対する基本姿勢や利用目的、保存等を説明する。
- 3 サービスの提供、連携を図るために、必要な限度で個人情報を用いることに同意を頂くために、「個人情報提供同意書」に同意を得る事とする。
- 4 訪問看護の実施については記録を作成し整備の上5年間保管する。  
利用者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 責任者の選定（責任者：高橋 令恵）

- ② 虐待防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
  - ③ 虐待等に対する相談窓口の設置
  - ④ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

**（その他運営についての留意事項）**

- 第13条 訪問看護ステーションは基本的に如何なる相談・依頼を受ける体制をとり、緊急性を判断して医師の指示に基づき訪問を決定する。
- 2 利用者の個別性と自己決定を優先させ、それに適したサービスの提供を行う。
  - 3 取手市医師会及び医師会病院との提携をする。
  - 4 苦情相談及び苦情処理について体制を整える。
  - 5 サテライトは主事業所と一体としての運営を行う。

**附則** この運営規程は平成 5 年 11 月 1 日より施行された運営規定を継続して  
(平成 19 年 10 月 1 日改訂、平成 20 年 4 月 1 日改訂、  
平成 20 年 6 月 1 日改訂)  
平成 24 年 4 月 1 日改訂 施行する

平成 25 年 4 月 1 日改訂	平成 25 年 6 月 15 日改訂
平成 26 年 4 月 1 日改訂	平成 27 年 4 月 1 日改訂
平成 27 年 6 月 1 日改訂	平成 27 年 8 月 1 日改訂
平成 27 年 9 月 1 日改訂	平成 28 年 2 月 1 日改訂
平成 28 年 3 月 7 日改訂	平成 28 年 4 月 1 日改訂
平成 28 年 4 月 25 日改訂	平成 28 年 6 月 1 日改訂
平成 28 年 8 月 1 日改訂	平成 29 年 1 月 1 日改訂
平成 29 年 2 月 16 日改訂	平成 29 年 3 月 1 日改訂
平成 29 年 4 月 1 日改訂	平成 29 年 5 月 1 日改訂
平成 29 年 6 月 1 日改訂	平成 29 年 10 月 17 日改訂
平成 29 年 10 月 30 日改訂	平成 29 年 12 月 1 日改訂
平成 30 年 4 月 1 日改訂	平成 30 年 6 月 1 日改訂
平成 30 年 7 月 1 日改訂	平成 30 年 8 月 1 日改定
令和 元年 5 月 20 日改訂	令和 元年 6 月 1 日改訂
令和 元年 10 月 1 日改訂	令和 元年 12 月 1 日改訂
令和 2 年 4 月 1 日改訂	令和 2 年 8 月 1 日改訂
令和 2 年 9 月 1 日改訂	令和 3 年 10 月 1 日改訂
令和 4 年 3 月 1 日改訂	令和 5 年 4 月 1 日改訂